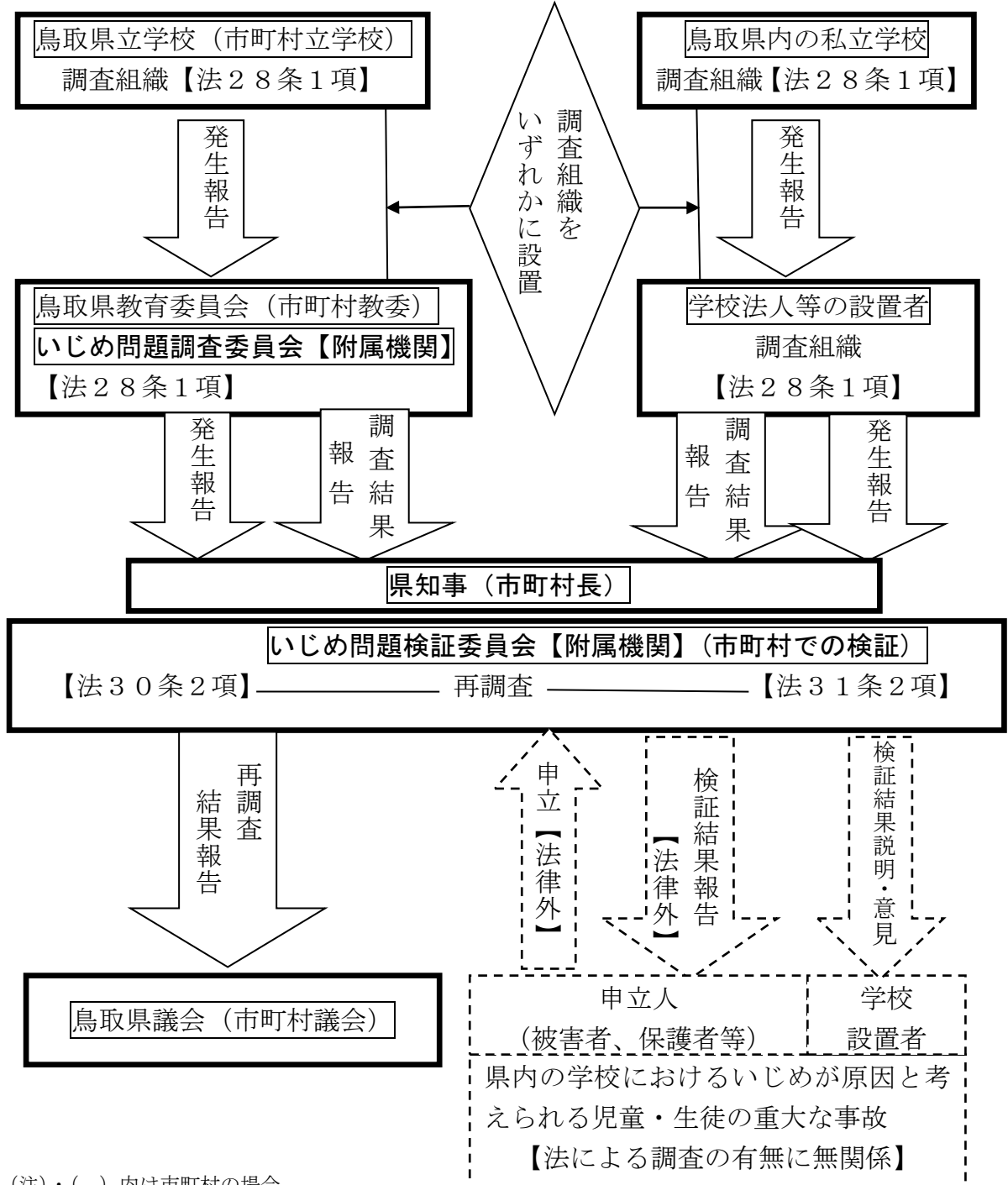


いじめ重大事態への対応フロー図



(注)・()内は市町村の場合

・いじめ防止対策推進法第30条2項「地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の発生の防止のため、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。」